

第9回 熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議

日時：令和3年1月19日（火）

18:00～19:30

場所：熊毛支庁 第1会議室

会 次 第

1 開 会

2 熊毛支庁保健福祉環境部長あいさつ

3 報告及び協議

- (1) 2025年に向けて医療機関が担う医療機能と今後の計画について（高岡医院、中目医院、中種子クリニック）
- (2) 第7次医療計画(中間見直し)及び第8期介護保険事業(支援)計画の整合性確保について
- (3) 病院等の開設等の許可申請があった場合に、調整会議への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定について

4 その他の

次年度以降のスケジュール等について

5 閉 会

熊毛支庁保健福祉環境部健康企画課

第9回熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議 出席者名簿

区 分			所 属	職 名	氏 名	備 考
1	郡 市 医 師 会		熊 毛 地 区 医 師 会	会 長	田 上 寛 容	
2	市 郡 歯 科 医 師 会		熊 毛 郡 歯 科 医 師 会	会 長	榎 本 孝	
3	地 区 薬 剤 師 会		熊 毛 薬 剤 師 会	会 長	溝 川 友 貴	欠 席
4	地 区 看 護 協 会	鹿 児 島 県 看 護 協 会 鹿 児 島 地 区	種 子 島 ブ ロ ッ ク	島 長	平 園 和 美	
5	医 療 保 險 者	鹿 児 島 県 保 險 者 協 議 会	企 画 調 査 部 会 長	有 村 耕 治	欠 席	
6	代表制を考慮した 病院・ 診療所	西之表市	社会医療法人義順顕彰会 種子島医療センター	院 長	高 尾 尊 身	
7		南種子町	公 立 種 子 島 病 院	院 長	德 永 正 朝	随行者：河野 和昭 (事務長)
8		屋久島町	医 療 法 人 德 洲 会 屋久島徳洲会病院	院 長	山 本 晃 司	
9		診療所				調整中
10	介 護 保 險 事 業 者 等		県 社 協 老 人 福 祉 施 設 協 議 会 熊 毛 地 区	代 表	大 山 順 子	
11		地 域 包 括 支 援 セン ター (西之表市地域包括支援センター長)	代 表	木 村 る み 子	随行者：上妻 富夫 (西之表市高齢者支援課 課長補佐兼介護保険係長)	
12	市 町	西 之 表 市	市 長	八 板 俊 輔		
13		中 種 子 町	町 長	田 渕 川 寿 広	随行者：横手 幸徳 (町民保健課長)	
14		南 種 子 町	町 長	小 園 裕 康	代理：小脇 隆則 (副町長) 随行者：濱田 広文 (保健福祉課長)	
15		屋 久 島 町	町 長	荒 木 耕 治	代理：日高 豊 (副町長)	
16	県	熊毛支庁保健福祉環境部 西之表保健所 屋久島保健所	部 長 兼 所 長	岩 松 洋 一		

任期：令和元年6月24日～令和3年3月31日

委員出席：11人 代理出席：2人 欠席：2人 調整中：1人

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
	【県庁】			
17 事務局	保 健 医 療 福 祉 課	課 長 补 佐	田 代 紳 一	調整中
		主 幹 兼 医 療 政 策 係 長	上 村 貴 史	
		主 査	竹 下 真 佳	
18 19 20	介 護 保 險 室	室 長 补 佐	岡 元 富 義	
		主 幹 兼 保 險 者 指 導 係 長	向 井 真 紀 子	
【熊毛支庁】				
21 22 23	健 康 企 画 課	課 長	西 牟 田 純 一	
		課 長 补 佐 兼 企 画 管 理 係 長	篠 原 格	
		企 画 管 理 係 長	曾 木 茜	
24 25	地 域 保 健 福 祉 課	課 長	德 留 義 信	
	屋 久 島 事 務 所	技 術 主 幹 兼 保 健 福 祉 係 長	林 し り	

地域医療構想調整会議の開催状況（第1回～第8回）

年度	開催日	協議事項
平成 28	第1回 H29.3.15	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱並びに地域医療構想の概要説明 ・圏域の現状等説明 ・今後の進め方の協議
平成 29	第2回 H29.7.15	<ul style="list-style-type: none"> ・構想の進捗状況（H28病床機能報告速報値）の説明 ・H29年度地域医療介護総合確保基金事業の説明 ・在宅医療・介護連携推進事業の説明 ・H28年度病床機能報告速報値と2025(H37)年必要病床数の協議 ・地域医療構想実現に向けた課題等の協議 ⇒医療資源投入量から見た熊毛の医療提供体制の現状調査を実施
	第3回 H30.1.17	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の協議事項の確認及びその後の進捗状況等の報告及び協議 ・病院等の開設等の許可申請があった場合に、調整会議への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定の報告及び協議 ・「新公立病院改革プラン」及び「2025年に向けた具体的な計画」の報告及び協議 ・保健医療計画及び介護保険事業（支援）計画との整合性確保の報告及び協議
平成 30	第4回 H30.9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・構想の進捗状況（H29病床機能報告速報値）の説明 ・H30年度地域医療介護総合確保基金事業の説明 ・熊毛保健医療圏地域医療連携計画の説明 ・熊毛地域における在宅医療・介護連携推進支援事業、介護人材確保対策の取組説明 ・地域医療構想の今後の進め方の協議
	第5回 H31.2.26	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県地域医療構想調整会議の説明 ・熊毛保健医療圏地域医療連携計画（案）の説明 ・外国人労働者受入拡大の新制度の説明 ・熊毛地域における在宅医療・介護連携推進支援事業、介護人材確保対策の取組説明 ・2025年に向けて医療機関が担う医療機能と今後の計画の協議（公立種子島病院）
令和 元年	第6回 R元.7.30	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱並びに熊毛保健医療圏地域医療調整会議の説明 ・構想の進捗状況（H30病床機能報告速報値）の説明 ・令和元年度地域医療介護総合確保基金事業の説明 ・2025年に向けて医療機関が担う医療機能と今後の計画の協議（種子島医療センター、屋久島徳洲会病院）
	第7回 R元.11.18	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県地域医療構想調整会議の説明 ・県医師確保計画（案）に係る意見照会の説明 ・2025年に向けて医療機関が担う医療機能と今後の計画の協議（種子島産婦人科医院） ・本圏域における県外外来医療計画「現時点で不足している外来医療機能」検討内容報告書（案）の協議 ・国からの再検証要請について（公立種子島病院は第5回調整会議で合意を得ていたが、再検証が必要な場合は次回議題とする）
令和 2年	第8回 R2.10.17	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度病床機能報告（速報値）及び令和2年度地域医療介護総合確保基金事業の説明 ・公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証及び重点支援区域についての説明 ・公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証（公立種子島病院）についての協議 ・熊毛圏域における医師確保対策についての協議

熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき、鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な事項について協議するため、熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 熊毛保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから熊毛支庁長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 委員は、再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、調整会議の議事を整理する。

(部会)

第7条 調整会議に、個別の課題等を解決するため、必要な部会を置くことができる。

- 2 部会は、議長が招集する。
- 3 第4条、第5条並びに第6条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「調整会議」とあるのは「部会」と、「委員」

とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、熊毛支庁保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月15日から実施する。
- 2 調整会議の設置当初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、令和元年6月24日から実施する。